



平成 30 年 9 月 14 日

各 位

長野県北安曇郡白馬村大字北城 6329 番地 1
会社名 日本スキー場開発株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 鈴木 周平
(コード番号：6040 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 宇津井 高時
電話番号 0261-72-6040

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、会社法第 370 条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議において、「定款一部変更の件」の議案を、平成 30 年 10 月 20 日開催予定の当社第 13 期の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

役付取締役制度の廃止

経営の意思決定・監督を行う取締役と業務執行を行う本部長および執行役員の役割・責任を一層明確化し、双方の機能強化を図るため、定款から、社長を除く役付取締役の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(招集者及び議長) 第 14 条 株主総会は、別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 2 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。	(招集者及び議長) 第 14 条 株主総会は、別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって <u>代表</u> 取締役社長がこれを招集する。 <u>代表</u> 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。 2 株主総会は、 <u>代表</u> 取締役社長が招集し、その議長となる。 <u>代表</u> 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。
第 15 条～第 21 条 (省略)	第 15 条～第 21 条 (現行のとおり)

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する</p> <p><u>2 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 24 条～第 48 条 (省略)</p>	<p>(代表取締役社長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役<u>1 名</u>を選定する<u>ものとし、代表取締役を社長とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 24 条～第 48 条 (現行のとおり)</p>
--	--

3. 変更日程

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 30 年 10 月 20 日 (土曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 20 日 (土曜日) |

以上